

# 令和元年環境生活委員会 開催状況

開催年月日 令和元年8月6日(火)  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 答弁者 青少年担当課長 藤岡 正勝

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例（素案）に対する道民意見について</p> <p>（一）北海道内における「自画撮り被害」の状況について                  ただいま、北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例素案に対する道民意見について報告がございました。このなかで若干確認させていただきたいことがありますので質問させていただきます。                  いわゆる「自画撮り被害」が全国的に増加をするなかで、条例改正の規制対象となる自画撮り画像を求める行為の北海道における被害状況というのは、どうなっているのか伺います。</p> <p>（二）被害防止の取組について                  分かった数だけでこれだけの数になっている訳で、このほかに沢山あるんだろうと思います。                  深刻な問題となっているのは子どもを騙して入手した画像を拡散させることによって、被害が一気に広がるということでありまして、十代の青少年が対象となっている条例改正なんですけれども、十代だけではなく、二十代でも愛憎の表現だと誤解をさせられてリベンジポルノの被害女性になってしまう問題などが発生しています。                  その危険性というのを深く認識をしないまま、男性の求めに応じてしまっているというのが現状だと指摘を受けています。                  子どもがこうした深刻な被害に遭わないために、道としてどのように取り組んでいるのか伺います。</p> <p>本当に卑劣な行為であると思います。子どもを騙す訳ですけど、子どもの方が騙されたという認識がないまま騙されてしまうという本当に残念なことが起こっている訳なんですけれども、画像の拡散流出の危険性に脅かされて、被害が一生続くようなことにならないように、無くしていく、ゼロにしていくということがとても重要だと思います。                  撮らない、撮らせない、送らない、そうしたことを、子どもに求める訳ですけども実際にはそうならない場合もあるわけで、被害に遭ったら相談するよにということ、リーフレットの中でも直ぐに相談大人にねと書いてあるんですけど、そうしたことがきちんと対応されないと信頼が醸成されていかないというふうになりますので、分別のある大人が騙す訳ですから被害は誰にでも起こり得るという</p>	<p>（青少年担当課長）                  自画撮り被害の実態についてでございますが、北海道警察の公表資料によりますと、児童ポルノ禁止法により事件化された自画撮り被害の被害児童数は、平成26年が19人、27年が25人、28年が28人、29年が41人、30年が26人であり、この5年間で計139人となっているところでございます。</p> <p>（青少年担当課長）                  被害防止の取組についてでございますが、自画撮り被害を防止するため、道教委や警察などの関係機関と連携して被害防止リーフレットの小学校6年生全員への配布や、道民フォーラムの開催、合同街頭啓発の実施のほか、それぞれの機関においても、自画撮り被害防止の取組を実施しているところでございます。                  また、インターネット上の有害情報から青少年を守ることを目的に、関係行政機関、団体、携帯電話事業者等で設立した北海道青少年有害情報対策実行委員会におきましても、自画撮り被害防止を重点事項に位置づけ、インターネット安全利用教室等を開催するなど広報啓発活動に取り組んでいるところでございます。                  道では、引き続き関係機関と連携し、卑劣な児童ポルノの被害から、子どもたちを守る取組を進めてまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ことで、本人は悪くないんだと、だけど被害が大きくなる前に相談する。ゼロにするべく一緒に頑張っていきたいと思います。</p>	